

セキュリティ対策



マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、様々な保護措置が講じられています。

- マイナンバーを記入した申請書などを市が受け取る際には、本人確認を行います。
- 個人番号カードを紛失した場合、コールセンターへ電話をかけることで、利用の一時停止措置が行われます。

制度面

- 法令に定めるものを除き、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることは禁止されています。
- 第三者機関(特定個人情報保護委員会)により、マイナンバーが適切に管理されているかの監視・監督が行われます。
- 法律に違反した場合の罰則が強化されています。
- 平成29年1月(予定)からは「マイナポータル」により、自分のマイナンバー情報のやり取りの記録(いつ、誰が、何の目的で)を確認できるようになります。

システム面

- 個人情報は1か所に集めて管理しません。これまで通り、国や県、市町村等がそれぞれ分散して管理します。
- 国や県、市町村等の中で個人情報のやり取りをする時は、マイナンバーを直接は使用しません。また、通信を暗号化して情報漏れを防ぎます。
- マイナンバーを取り扱うシステムにアクセスできる人を制限・管理します。



便乗した詐欺にご注意ください

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に関する電話、メール、手紙、訪問等に関する情報が全国で寄せられています。ご注意ください。



マ イナンバーに関する事で、国や地方自治体などから、口座番号や暗証番号、所得、家族構成、保険の情報等を聞いたり、お金やクレジットカードの提出をお願いすることはありません。

また、ATMの操作をお願いすることも一切ありません。



マ イナンバーの安全管理対応の困難さを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。



マ イナンバーに関連するメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付元が明らかなものを除いて、安易に開かないようにしてください。



不 審な事がありましたら、**マイナンバー総合フリーダイヤル**や**市消費生活センター**(☎31-1169)、**鹿屋警察署**(☎44-0110)まで、ご相談ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル
マイナンバー
0120-95-0178 (無料)
9:30~17:30(年末・年始を除く。平日は22:00まで対応)

- ※一部IP電話等で左記ダイヤルにつながらない場合(有料)
- マイナンバー制度に関すること ☎ **050-3816-9405**
 - 「通知カード」「個人番号カード」に関すること ☎ **050-3818-1250**

個人番号カードの申請手続き

個人番号カードを取得するには、通知カード受け取り後、申請が必要です。

個人番号カードの申請方法

※義務ではありません

1 申請書を確認

個人番号カードの申請書は、12月中旬頃までに簡易書留で届く通知カードの封筒に同封されています。
※申請書は通知カードと一体になっているので切り離してご使用ください。

2 申請書を送付

申請書に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストへ



3 個人番号カードの交付の通知

平成28年1月以降、カードの作成が終わった人から順次、市よりカード交付や交付場所の通知を郵送します。交付の時は、本人確認と暗証番号の設定を行います。
※有効期間は10年間(20歳未満は5年間)です。

顔写真のチェックポイント



サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)
・最近6か月以内に撮影
・正面、無帽、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入

悪い例

- ・顔が横向きのもの
- ・無背景でないもの
- ・正常時の表情と著しく異なるもの
- ・背景に影があるもの
- ・ピンボケや手振れで不鮮明なもの
- ・帽子、サングラスをかけた人物を特定できないもの

通知カードと個人番号カードの違い



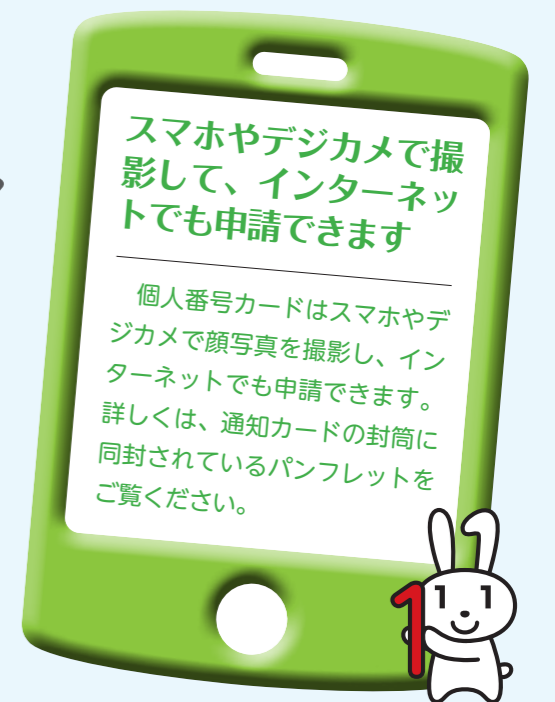
表面 氏名、住所、生年月日、性別、本人写真



裏面 マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

個人番号カード(プラスチック製)

通知カードは、住民票のある人全員に配布される紙製のカードです。これに対して個人番号カードは希望者に交付するプラスチック製のカードです。顔写真があるため、1枚でマイナンバーと身元の証明ができます(初回無料ですが、紛失などでの再交付は有料)。



市役所の窓口

通知カード、個人番号カードに関すること(市民課 1階) ☎31-1184
その他マイナンバー制度に関すること(情報行政課 5階) ☎31-1135